

平成 24 年度

第 1 回 大垣市公営企業等審議会議事録

(平成 24 年 6 月 27 日)

平成 24 年度第 1 回大垣市公営企業等審議会を、平成 24 年 6 月 27 日（水）市役所 2 階第 1 会議室において開催した。

その次第は次のとおりである。

- 議題
- ・水道事業の経営状況について
 - ・下水道事業の経営状況について

本日の委員の出席者は次のとおりである。

出席委員

池永 輝之	高田 全代	成瀬 重雄	廣瀬 雅信
鈴木 一朗	大橋 晴實	長瀬 ちえ子	牧野 英紀
北野 茂樹	森 由紀子	清水 純子	小林 志壽子
小林 知恵美			

欠席委員

後藤 容子	畑脇 禎央
-------	-------

本日の大垣市公営企業等審議会の出席者は次のとおりである。

水道部長	山本 敏広
水道課長	原 善孝
下水道課長	坂部 典明
浄化センター所長	伊藤 一美
水道課技術対策官	伊藤 要一
水道課長補佐兼料金係長	加代 徹
下水道課長補佐兼計画係長	田中 明
水道課経理係長	戸田 祐治
水道課経理係	松原 寛典
水道課経理係	天野 智人

(開始時刻 午前 9 時 30 分)

事務局

お待たせいたしました。

ただ今から平成 24 年度第 1 回大垣市公営企業等審議会を開催させていただきます。

皆様には大変お暑い中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

私、本審議会の庶務を担当させていただきます水道課の戸田と申します。よろしく願い申し上げます。会長が決まりますまでの間、進行を務めさせていただきます。

まず、会に先立ちまして、市長からご挨拶申し上げます。

市長

どうも、みなさんおはようございます。本日は、大垣市公営企業等審議会を開催させていただきましたところ、お忙しいなか、また朝早くから、皆様方には、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

日頃、皆様方には、水道事業あるいは下水道事業に対しまして、いろいろご支援・ご協力いただき誠にありがとうございます。

市民の満足度調査におきましても、水道・下水道については、市民の満足度も大変高いということで、我々も安心をしているところでございます。また、このたび、皆様方には、審議会の委員ということでご就任いただきましたことを、改めて厚くお礼申し上げます。

消費税増税が昨日決まったということございまして、これからの社会保障を考えますと、やむを得ないという面もあるわけですが、一方では今後の景気動向に対する不安感というのものもあるわけでございます。

こうしたなか、本市の水道事業は、平成 6 年 4 月の料金改定以来、比較的安定した経営状態が続いていますが、高度経済成長期に整備された施設の更新、耐震化等必要となるため、一層の経営合理化に努めてまいります。

また、公共下水道事業は、平成 23 年度末、大垣地域における普及率は 84% で、平成 18 年度から 9.1 ポイント上昇したということでございます。市街化区域から市街化調整区域の方に今下水道整備が入っております、着実に下水道普及率というのが上がってきている状況です。平成 27 年度末までには 88% を越えることを目標に今後

とも整備を進めてまいりたいと存じます。

しかしながら、平成23年度末の下水道会計の負債残高は約381億円で、償還額も年々増加しており、また老朽化等による施設の更新等、維持管理費が増えていく状況でございます。

下水道使用料につきましては、平成19年4月の22.7%の改定をさせていただき、それから5年が経過したわけでございます。これまで努力を重ねてきたところでございます。今回、下水道事業の財政基盤の強化のために、使用料の改定を行いたいと考えておるところでございます。改定率については、前回並みに改定をお願いしたいところではありますが、経済状況等を踏まえ、約5%とさせていただいて、使用者の皆様方にご負担をお願いしたいと考えておるところでございます。

使用料単価の方も全国平均が平成18年度で142円から平成22年度148円までに4.4%増加していることから、ご理解いただきやすいと判断させていただいたものでございます。

そして、また今回消費税5%が、もし上げられるということになりますと下水道事業のコストも膨らんでいくというようなことでございます。今後、そういったことも考えていかなければならないということでございます。

また、井戸水を利用している方の下水道使用料については、認定基準を設けているところでございますが、節水機器の普及や節水意識の浸透等を踏まえて、見直ししたいと考えています。

ご承知のとおり、公共下水道というのは、文化のバロメーターということでございます。生活環境の改善や浸水被害の防除、水質保全など、市民の皆様が快適で安全・安心な暮らしをしていただくためには、なくてはならない重要な都市基盤であるということでございます。また、昨年東日本大震災もございましたが、いざ災害が発生した時にもいち早く機能を発揮できるような、災害に強い上水道あるいは下水道施設の構築と運営に努めていきたいと考えておりますし、また市民の皆さまに理解を深め、親しみをさせていただくために、水源地見学会あるいは下水道フェア等を開催させていただき、市民の皆様が水の大切さについてご理解を深めていただきたいというふうに思っております。

委員の皆様には、いろいろなご意見を賜りまして、適切なるご審査を賜りますようお願い申し上げ、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

事務局

ここで誠に申し訳ありませんが、市長には次の予定が入っておりますので退席をさせていただきます。委員の皆様方にはご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

< 市長退席 >

それでは、審議に入ります前に、お手元の資料などについて、確認をさせていただきます。はじめに委嘱状でございますが、本日 6 月 27 日付で 15 名の皆様方を委員として委嘱をさせていただきました。本来ならば、お一人おひとりご紹介させていただき、また、お渡しさせていただくところではございますが、名簿を以って代えさせていただきますので、ご了承願います。

次第をおめぐりいただきますと、名簿がございます。その次に、座席表、それと審議会の設置条例と平成 24 年度公営企業等審議会資料が資料 1 から資料 6 までございます。順に水道事業、簡易水道事業、下水道事業の概要について、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、以上 6 部でございますが、この資料に基づきまして、後ほど説明をさせていただきます。もし資料が欠けておりましたら、お申し出いただきますよう、お願いいたします。

また、事務局の職員としまして、水道部長、水道課長、水道課技術対策官、下水道課長、浄化センター所長と、それぞれの係長と担当者が出席させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

事務局

それでは、まず、大垣市公営企業等審議会の設置条例について、ご説明をさせていただきます。お手元の資料の 4 枚目をご覧ください。

この審議会は市長の諮問機関であり、上下水道事業等に関する重要事項を審議いただくものです。15 人以内の委員で組織され、任期は本日から 1 年となります。会長、副会長は互選により定め、委員の過

半数の出席がなければ開催することができません。また議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところとなりますので、ご承知おきいただきたいと存じます。

それでは、第5条に基づき、会長、副会長の互選をお願いしたいと存じます。なにか、ご意見がありましたら、お願いいたします。

委員

前回の審議会でも、会長が池永委員で副会長が北野委員ということでお願いしたのですが、今回も前回どおりお願いしたらいかがでしょうか。

事務局

ただいま会長を池永委員に、副会長を北野委員にとのご意見をいただきました。いかがでしょうか。

< 異議なし >

異議なしのようでございますので、会長を池永委員に、副会長を北野委員をお願いしたいと存じます。では、お席の移動をお願いいたします。

< 池永委員、北野委員、会長席・副会長席へ移動 >

事務局

それでは、会長さんからご挨拶をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

会長

ただいま市長さんからお話しがありましたように、この審議会は重要な審議会でございます。審議会の進め役、まとめ役を仰せつかりまして責任の重大さに戸惑っているわけでございますけれども、務めさせていただきたいと思っております。特にこの審議会は市民生活に直結した課題を審議するという使命を持っておりますので、どうぞ各委員の皆様からご意見を頂きながら意見交換をし、みのりのある審議会にしていきたいと考えております。どうぞ皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

事務局	<p>ありがとうございました。続きまして、北野副会長さんよろしく お願いします。</p>
副会長	<p>前回に続きまして副会長を仰せつかりました北野でございます。 今回も池永会長さんの下でしっかりやっていきたいと思っておりますので、 よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、ここからの運営は会長さん お願いいたしたいと思っております。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>それでは、審議に入ります前に、事務局から報告事項がありましたら、 よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。出席状況の報告ですが、本日、2名、後藤委員さん、畑脇委員 さんがご欠席で、15名のうち13名の出席でございます。大垣市公 営企業等審議会設置条例第6条第2項の規定によります過半数に達し ておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>また、本審議会でございますが、本市の審議会に関する規定であり ます審議会等の設置及び運営に関する基準や審議会等の会議の公開 に関する事務取扱要領によりまして、公開という形で進めさせていた だきます。会議録につきましても、市役所1階正面玄関横の市政情報 コーナーでの閲覧及びホームページへの掲載を予定いたしております ので、ご承知いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、本日、審議会の傍聴をご希望の方がお見えになっております。 その件について許可してよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>大垣市では、様々な審議会で市民の皆さま方の傍聴を受け入れると いうことで、特にこの審議会はプライバシーに関する事柄を審議する 訳ではございませんので、傍聴のご希望を受けたいと思っております。</p> <p><傍聴者 入室></p>
事務局	<p>今回、第1回の審議会ということで、説明時間が長くなり、一時間</p>

半から二時間近くまでかかるかと思っておりますので、ご報告いたします。
また、会議録作成につきまして、署名者2名が必要となりますので、
会長から指名をお願いいたします。

会長

では、本日の会議録の署名者として、成瀬委員さん、長瀬委員さん、
両委員さんをお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。
それでは、諮問事項について、事務局から説明をいただきたいと思
います。よろしくをお願いいたします。

事務局

改めまして、皆さん、おはようございます。水道部長の山本でござ
います。

皆様方には何かとご多用の中、またお暑い中、当審議会にご出席を
賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、先ほど市長の挨拶にもございましたように、企業の減益に伴
い、市税の減少が見込まれ、大変厳しい財政状況になっております。
そのようななか、上下水道事業におきましても、事務事業や経常的経
費の見直しやコストの縮減に努め、財源の効率的な配分のもと、健全
経営を維持すべく努力をいたしているところでございます。

上水道事業につきましては、平成23年度末の普及率が約97%でござ
います。大垣地域の水道事業は、昭和32年に事業認可を受け、市
政の発展とともに増大する水需要に対応するため、数次にわたる拡
張・変更事業を実施し、豊かで清浄な水の供給を通じて、快適な市民
生活と産業の進展に寄与してきました。現在は第5次変更認可に基づ
き事業を展開中であります。この様な状況のなか、給水サービスの質
的向上や安全な水の安定供給を図るため、老朽化した水源地施設の改
良整備や老朽管の更新等を計画的に実施し、多様化する市民のニーズ
に対応しながら効率的経営に努めています。

また、墨俣地域の水道事業は、昭和33年に墨俣町簡易水道事業と
して創設され、昭和46年に上水道事業となり、現在は第2次変更認
可に基づき事業を展開中であります。配水管の拡張工事は終了してお
りますので、今後は老朽管の更新を下水道工事に併せて進め、また水
源地は老朽化した墨俣第二水源地の改良整備を図ってまいります。

また、下水道事業につきましては、平成23年度末の大垣地域にお

ける普及率が、先ほど市長から申しあげましたように 84%でございます。大垣処理区は、昭和 33 年 3 月に事業認可を得て、昭和 37 年 4 月から供用開始をいたしました。その後、生活様式の向上による排水量の増加や市街地の拡大などの社会情勢の変化、そして公共用水域の更なる水質保全のため、処理区域の拡張ならびに伊勢湾下水道整備統合計画に伴う、汚水処理施設の高度処理化、効率化などを目的として、14 次にわたり事業計画の変更を行ってまいりました。

各事業とも、先ほど申しあげましたように、合理的な経営に努めつ事業を実施してまいりましたが、公共下水道事業につきましては、地方債、俗に言う借金でございますけれども、この償還額の増加や施設の機能更新に下水道使用料の収入が対応しきれていないのが現状でございます。

これらにつきまして、事務局の担当より順次ご説明を申し上げますので、委員の皆様には各事業の経営安定化のための適切、適正なご答申をいただきますよう、お願いを申しあげ、私からのご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

事務局

水道課長の原です。どうぞよろしくお願いいいたします。

なお、水道・下水道事業等の説明について、ご質問・ご意見等につきましては、説明後、一括でお受けしたいと存じます。

私からは水道事業の概要について、ご説明させていただきます。

申し訳ございませんが、座って説明させていただきます。

水道事業は、水道法に定めるとおり『清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること』を目的に、水道施設の整備や適正な維持管理と公営企業としての効率的経営に努めているところでございます。

現在、水道法では給水人口が五千人以下の小規模な水を供給する事業を簡易水道、それ以上の規模の事業を水道事業と定義しており大垣市の水道事業は大垣地域及び墨俣地域で上水道事業を、また、簡易水道事業は、上石津地域で、上石津北部、多良、時、西山簡易水道と、延坂飲料水供給施設で実施され、大垣地域においても深池簡易水道事業を行っています。

それでは、お手元に配布させていただきました資料に沿って、ご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料番号1の平成24年度公営企業等審議会資料水道事業分をお願いいたします。

1ページでは、上水道事業の概要でございます。

本市の上水道事業は、大垣地域は昭和32年に、墨俣地域は昭和46年に水道事業の認可を受けスタートしております。現在、平成16年度から平成25年度を期間とした第5次変更認可に基づき、水源地設の改良整備や古くなった管の更新などの事業を計画的に実施しております。

2ページでございます。業務実績は第1表のとおり、平成23年度末で計画区域内人口158,223人に対し、給水人口153,461人で普及率は、96.99%となっており、大垣・墨俣両地域のほとんどに水をお届けしており、その量は、年間で約2,100万 m^3 、1日平均で約57,800 m^3 となっております。

現行の水道料金は、平成6年4月より実施しておりますが、事務合理化や経費の削減を図るなどし、第2表1のとおり23年度末で純利益、約2億7,400万円が計上され、順調な経営となっております。

第2表2の資本的収支実績は、水道施設の整備拡充を図る建設改良事業に要した額で、23年度で約16億9,700万円でしたが、4億4,000万円の借入や補填財源としての過去の利益留保分9億5,800万円ほかで賄っています。

次に、経営状況でございますが、3ページ・4ページに経営状況の分析にあたり様々な指標の取り方について説明させていただいておりますが、5ページの経営状況の推移を表した第3表をご覧くださいと存じます。

上段の表は、先程2ページでご説明いたしました、収益的支出の詳細を表したものですが、下段の経営状況の欄をご覧ください。

まず、総収支比率でございますが、総収支比率は収益性を見る際の代表的な指標でございます。支出額に占める収入額の割合で、100未満であると支出額が収入額を上回り経常損失が生じることとなります。ご覧のとおり、実績及び計画において、100を下回ることはなく収入と支出のバランスが取れている状態であると言えます。

次に、給水収益、いわゆる水道料金に占める、職員給与費・減価償却費・企業債利息の割合をそれぞれ示したのですが、職員給与費の比率は減少し、減価償却費の比率は増加、企業債の利息は大きな変動がないと予測しております。

次に『給水原価』、これは水道水 1 m³を給水するのに、どれだけの費用がかかっているかを、『供給単価』は水道水 1 m³につきどれだけの収入を得ているかを表したものです。

給水原価は若干の上昇があるものの、供給単価は横ばいと想定れ、大幅な利益の増加は見込めないと思われます。

なお 6 ページに供給単価、給水原価、及び純利益の推移をグラフで表したものでございます。

7 ページをお願いいたします。

第 5 次変更認可計画に基づいた、平成 25 年度から 27 年度までの水道施設の整備計画で、その事業費と財源をまとめたものですが、内容につきましては 8, 9 ページで説明させていただいております。

水道施設の整備に当たりましては安定給水に必要な、水源地の整備及び災害時に備えた水道施設の耐震化を図ること、また有収率、いわゆる水源地から送り出した水が途中でロスすることなく、使用者の元にとどける施設の効率性を表す指標のことですが、その向上を目標に事業を進めているところでございます。

配水管の布設については、社会状況の変化に対応するべく、将来の水需要に対応できる管路網の整備と、震災等の災害時の避難場所や緊急病院などの施設への給水確保、また、緊急性の高い管路や耐用年数が経過した老朽管路の更新を計画的に進めております。

水源地の改良については、9 ページで触れておきましたが、大垣地域 5 か所、墨俣地域 3 か所の水源地があり、計画的に整備してまいります。

現在、大垣地域においては、緑園水源地の耐震性と貯留能力の向上を図るため、平成 19 年度から平成 27 年度までの予定で施設更新を行っております。その後、緑園水源地の整備に続き、北部水源地の整備を行う予定でございます。

また、墨俣地域においては、墨俣第二水源地の施設更新を平成 25 年度から 2 か年で実施し、墨俣地域全体の安定給水体制を築く計画で

す。

10 ページが水道事業の 27 年度までの財政計画を示したものです。

第 4 表の収益的収支計画では、料金収入は横ばいですが、緑園水源地改良事業に伴い、既存施設撤去による経費の増加、管理棟や第 1 配水池完成に伴う減価償却費の増加などにより、純利益の減少が予想されます。

第 5 表には、資本的収支計画を挙げております。

整備計画に基づく主要事業の事業費は 7 ページにて挙げさせていただいておりますが、水道事業全体の資本的収支計画でございます。

建設改良費のうち、(2)の配水及び給水工事費が 7 億 8,000 万円から 7 億 5,000 万円の間で推移していますが、これは配・送水管の布設や老朽管の布設替に伴う費用で、(3)原水及び浄水工事費は、水源地の更新及び整備の経費でございます。事業の年度間の平準化を図りながら、整備を進めてまいります。先ほどご説明しました、緑園水源地の整備事業に加え 25 年以降に墨俣第二水源地の施設更新、更に 27 年度から、北部水源地の整備を計画しており、年次によって、事業費が若干、変動いたします。

なお、企業債償還金については、12 ページに企業債の状況として掲載しておりますので、後ほど触れさせていただきます。

これらの整備事業の財源として企業債の借入が 3 カ年の合計で約 11 億円、補てん財源として約 30 億円が必要となります。

11 ページの財政状況総括予定表は 10 ページ第 4 表・第 5 表の収益と資本の収支計画の詳細を表したものでございます。

12 ページをお願いいたします。企業債の状況でございます。

企業債は、資本的支出の財源として、施設の建設、改良等に要する資金に充てるための借入金です。

第 9 表にある企業債の残高及び今後の見込みですが、残高は、現在実施している緑園水源地改良事業などに伴う、大規模改修のための借入金に対する残高です。今後、緑園水源地の改良事業や墨俣第二水源地の改良事業実施に伴い増加し、借入残高は、平成 27 年度末で約 61 億円となる見込みです。将来の事業計画や経営の健全化等を考慮しながら、適切な企業債の借入をしてまいります。

13 ページ以降につきましては、水道料金についての資料でござい

ます。現在の大垣市の水道料金体系は 17 ページにございますが、これは、大垣市水道事業給水条例で定めており、使用される口径や目的により区分しておりますが、1 月あたり口径 20mm の一般家庭が 20m³ の使用された場合で、基本料金が 945 円、従量料金が 1,890 円となり、端数処理後 2,830 円となります。

13 ページに、岐阜県内都市の料金を税込みで比較した表がございますが、口径 20mm で 1 か月 20 m³ 使用した場合の水道料金を比較しますと、大垣市は、関市、羽島市、瑞穂市など、8 市に次いで、安価設定となっており、14 ページのグラフにしておりますが、県内平均値の 3,111 円を下回っております。

参考までに、15 ページに、全国的に地下水を主な水源とした、給水人口 15 万人から 30 万人規模の都市の水道料金を比較したものをつけさせていただいておりますので、ご覧いただければと存じます。

以上、水道事業の現状と、今後の推移状況をご説明申し上げました。続きまして、簡易水道事業に移らせていただきます。

資料番号 2 の簡易水道事業を、お願いいたします。

資料 1 ページは、事業概要でございますが、大垣地域の簡易水道事業は、各町内単位で簡易水道が普及し始め、昭和 20 年代から 30 年代にかけて 20 カ所余り創設されました。その後、逐次上水道に統合され、現在では深池簡易水道のみとなっております。

また、平成 18 年 3 月 27 日の合併により、上石津地域の簡易水道事業を引き継いでおります。

現在、上石津地域は、上石津北部、多良、時、西山の 4 カ所の簡易水道と 1 カ所の飲料水供給施設により給水をしています。

上石津地域の水道施設は、昭和 30 年代から 40 年代にその多くが建設され、老朽化が進み、更新の時期を迎えています。更新にあたっては、設備の状況と、経営バランスを考慮しながら、計画的に整備を進めてまいります。

2 ページをお開きください。

第 1 表の業務実績でございますが、給水人口は減少傾向です。普及率は、ほぼ 100% で、地域全体に給水を行っており、その量は年間で約 80 万 m³ となっております。

第 2 表の収支実績においては、施設整備の資金的収支不足分を、収

益的収支で補い、下段の形式収支をプラス、いわゆる黒字の状態となっております。

3、4 ページにつきましては、経営指標の説明となりますが、水道事業と同様でございますので省略させていただきます。

5 ページは、先ほどの第2表の収支実績を細分化したものでございます。

6 ページでございますが、先程、水道事業で申しましたが、総収支比率、収益的収支比率は、100 を下回る状況になく、現行では、使料の範囲で運営している状況です。

今後、次にご説明します水道設備の整備が必要となってまいります。その場合、給水原価が上昇してまいりますので、総務省が定める範囲内での市からの繰入や、使用料の見直しなどの検討が必要となるものと思われま。

次に、8 ページの簡易水道施設の整備計画です。

上石津の各簡易水道施設のうち、管路の更新については、平成 20 年度に策定した配水管更新計画に基づき、計画的に実施してまいります。

また、浄水場や水源地の施設についても、昭和 30 年代から 40 年代に建設され、老朽化が著しく、逐次、整備をすすめております。

平成 24 年度から 26 年度にかけて、北部簡易水道の一之瀬和田浄水場を全面改良、平成 27 年度からは、牧田浄水場の更新を実施する予定です。

簡易水道施設整備計画に基づいた、平成 25 年度から平成 27 年度までの収支計画が、10 ページ以降となりますが、水道料金収入の大幅な増減のない中、地方債の償還利息の増加と、資本的収支における建設改良費の増加に伴う、地方債と一般会計繰入金の増加が見込まれます。

なお、地方債の償還表と残高については 12 ページに記載させて頂きました。

また、13 ページから 16 ページは、水道事業と同様、県内の都市又は全国的に見た類似都市の簡易水道料金と比較した表でございます。

資料のとおり、県内都市又は類似都市との比較において平均をやや下回っているのが状況です。

最後に、1 か月当たりの料金表を添付させていただいておりますので、ご参照いただければと存じます。

以上、簡易水道事業の現状と、今後の推移状況をご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。水道事業と簡易水道事業について、説明いただきましたが、まだ説明が続くようですので、ここで10分ほど、休憩を入れさせていただきます。その間に、いろいろ資料にお目通しを願いたいと思います。

< 休憩 >

会長

それでは、会議を再開します。よろしく願いします。

事務局

下水道課長の坂部でございます。よろしく願いいたします。

座ってご説明させていただきます。

下水道使用料金改定（案）の審議にあたり、下水道事業の概要について、ご説明させていただきます。

お手元に配布させていただいております資料3をご覧ください。

下水道の目的には、汚水処理と雨水処理がありますが、“生活環境の改善”・“公共用水域の水質保全”、“浸水対策”等、安全・安心で快適な市民生活を確保する上で、なくてはならない都市基盤施設でございます。

それでは、資料3の1ページ、大垣市下水道事業位置図をご覧ください。

下水道事業といたしましては、平成18年3月27日の1市2町の合併に伴いまして、大垣地域および墨俣地域には、都市計画区域内の下水道を整備する公共下水道事業（国土交通省）として、大垣処理区および墨俣処理区と、安八町の処理場へ接続する平町処理区の3つの処理区がございます。

上石津地域は、都市計画区域外の下水道を整備する特定環境保全公共下水道事業（国土交通省）として、北部・中部の2処理区と、

農業用水の水質保全や農村の生活環境を改善するための農業集落排水事業（農水省）として、南部・西山の2処理区のほか、小規模集合排水処理施設整備事業（総務省）として、平井処理区がございます。

このように、当市では、様々な手法を用いて下水道の整備を行っており、将来的には、大垣市全体で処理面積 4,396ha、計画処理人口 146,700 人を目指しており、市民の大半の方が下水道を利用できる計画となっております。

それでは、次に、2 ページの平成 23 年度末の整備状況をご覧いただきたいと思えます。

大垣処理区は、処理面積 3,224.8ha、処理人口 124,323 人で、普及率は 84.0%となっております。

平町処理区は、平成 18 年度に整備が完了して、普及率は 100%となっております。

墨俣処理区は、平成 22 年度から処理場建設と管渠整備に着手し、今年度末に供用開始する予定です。

上石津地域の各処理区は、平成 17 年度までに全処理区において整備が完了しており、一部未供用区域がありますが、普及率はほぼ 100%となっております。

なお、上石津地域における特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集合排水処理施設整備事業の詳細につきましては、資料 5、6 に記載してありますので、後ほどご覧いただければと思います。

大垣市全体としましては、処理面積は 3,441.3ha、処理人口は 130,280 人で、普及率は 82.1%となっており、全国平均 75.1%、県平均 70.2%を上回っております。

続きまして、3 ページをご覧ください。

こちらは、大垣処理区の計画平面図となります。

公共下水道事業としての大垣処理区における下水道整備についてご説明をさせていただきます。

当市では、昭和 30 年 3 月に市街地中心部を対象とした当初事業認可を取得して以来、生活環境改善の重要施策の一つとして積極的に整備を進めてまいりました。

図面におきまして、黒色部分は、整備が済み、下水道をご利用いた

だいている区域で、平成 21 年度末に赤坂山間部を除き、市街化区域内の整備を概ね完了しております。

黄色部分は、平成 22 年度から平成 24 年度にかけて整備済または整備している区域を表しています。

赤色部分は、平成 25 年度から平成 27 年度に整備予定の市街化調整区域の家屋を表しており、その事業の計画については、国から認可を取得しています。

将来、下水道は如何にあるべきかを定める基本計画では、整備が完了する目標年次を平成 37 年度としており、計画処理区域面積 3,946ha、計画処理人口は 135,520 人を見込んでおります。その基本計画に基づき、平成 28 年度以降に整備を予定していきたいと考えている市街化調整区域の家屋を緑色で表しております。

市街化調整区域の汚水処理につきましては、下水道を整備します家屋と、合併浄化槽をご利用していただく家屋を、国の指針に基づく経済比較により整理、計画しております。

また、大垣処理区におきましては、供用を開始してから 50 年が経過し、初期に建設された管渠の老朽化が顕著になっています。そのため、オレンジ色で囲まれた、老朽管が多く存在する中心市街地におきまして、管の更生や布設替えなどの長寿命化対策を計画的に進めていく必要があります。

続きまして、4 ページをご覧ください。

こちらは、墨俣処理区の下水道計画平面図となります。

墨俣処理区の下水道整備について、ご説明させていただきます。

平成 11 年 12 月に市街化区域の約 51ha を対象として事業認可を取得し、平成 20 年 4 月には予定処理区域を市街化区域のほぼ全域にあたる 70ha へ拡張しました。

平成 22 年度より、墨俣浄化センターの建設および管渠の整備に着手し、平成 24 年度末の供用開始に向け、工事を進めています。

黄色部分は、平成 24 年度末に供用開始予定の市街化区域となります。

赤色部分は、下水道で整備することが経済的である市街化調整区域の既存家屋を表しており、先ほどの大垣処理区と同様に、平成 25 年度以降、順次整備を進める予定です。本来なら、財政計画期間に整備

を予定している区域をお示しするべきですが、現在、事業計画変更の
手続きを進めているところでございますので、ご容赦いただきたいと思います
と思います。

緑色部分は、将来的に下水道の整備を予定している区域です。

続きまして、5 ページをご覧ください。

こちらは、大垣市浄化センターの平面図となります。

今後の事業予定箇所について、ご説明させていただきます。

黄色部分は、管理本館になりまして、処理場を運転管理する上で、
非常に重要な設備が配置されています。震災が発生した場合においても、
処理機能が維持できるよう、この管理本館の耐震補強工事を予定
しています。

また、従前より適切な施設や設備の修繕を行っていますが、中央監
視設備をはじめ、老朽化の著しい設備が多くございまして、修繕対応
が難しくなっております。そこで、安定した処理能力を確保する
ため、長寿命化を図りながら設備の計画的な更新を行っていく必要が
あります。

赤色部分は、今後、設備の更新を予定している箇所となります。処
理場の基幹施設となる中央監視設備及び受変電設備につきましては、
建設当初の設備で能力の低下が著しく、処理機能に支障をきたす恐れ
があるため早期の更新を予定しています。そのほか、消化タンク、脱
水機などの汚泥処理設備につきましても、設備の耐用年数を大幅に越
えていることから、更新を予定しています。

さらに、緑色部分は、増設予定の3系水処理施設となります。

当センターの現在の処理能力は、日 80,200m³ ですが、平成 23 年度
末の流入実績は、日 76,552m³ と逼迫しており、下水道の普及拡大や
水洗化率の向上により、処理能力の不足が懸念されます。水質を維持
するなど適正な処理を行うためには、処理能力の増大を図る必要があ
り、今後、3系水処理施設の増設を行う予定です。

続きまして、下水道事業費について、ご説明させていただきます。

お手元の審議会資料のうち資料4の2ページ、建設事業計画及び財
源表をご覧ください。

平成 22 年度から平成 24 年度につきましては、墨俣処理区における
処理場建設や市街化区域の整備のほか、大垣処理区において、新たに

市街化区域となったソフトピアジャパン周辺の整備や、市街化調整区域の整備を実施しています。そのほかにも、冒頭でお話させていただきました下水道の目的の一つである“浸水対策”のため、笠木地内において雨水ポンプ場の建設を行っています。そのため、建設事業費が年間 30 億円前後と多くなっています。

平成 25 年度以降も、先ほど予定をご説明させていただきましたが、大垣処理区および墨俣処理区において、市街化調整区域 104.3ha の普及拡大を図り、処理人口は 130,560 人、普及率は 87.2%を目標としています。

また、大垣処理区では、浄化センターの耐震化や処理施設の増設、老朽した管渠の長寿命化対策を進めていくほか、浸水対策のための鶴見ポンプ場の建設を予定しているため、表にありますように多額の事業費が必要になります。

なお、汚水処理は、私費 下水道使用料で、雨水処理は、公費税金でまかなうことを原則に、整備を進めております。

以上で、下水道事業の概要について、説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

事務局

引き続き水道課長の原です。今回、諮問させていただきました、下水道料金改定について、ご説明させていただきます。

資料につきましては、資料番号 4 の公共下水道事業の 3 ページ以降でございますのでよろしくお願いいたします。

上・下水道事業は、受益者負担の原則と言われる、サービスを受ける方にご負担にいただく事業で、水道や下水道を利用している方々のご負担、いわゆるその使用された量に応じてお支払いいただく水道料金や下水道使用料金で賄われ、運営することが前提となります。

資料 7 ページの下段にございますように、本資料では使用料金の回収率として、汚水処理に要する費用が全て使用料金で賄われていることが、下水道事業会計における健全な経営状況であるといえます。この使用料金の回収率が、100 を下回っている場合、その補填を、市の一般会計からの繰入金、つまり、下水道の使用に関係のない財源が充てられている状態となります。

当市における、この指標は資料 9 ページの下段にございますが、経

営状況の使用料金回収率の欄に示されているとおり、約 70%で市の一般会計からの繰入金にて補われている状況となっております。

今回の使用料金の改定は、下水道事業の一層の経営基盤の強化と大垣市の財政運営に影響を及ぼす、一般会計からの繰入金を減らすために使用料金の改定をお願いするものであります。

さらにもう 1 点ですが認定水量の見直しをお願いするものでございます。

下水道の使用料金は、水道水の利用量に基づいて決めさせていただいております。しかし、井戸水をご利用になっている場合、その使用水量は、メーターがございませんので、そのご家庭の世帯人員によって使用水量を決めさせていただく、いわゆる認定水量という方法で、下水道料金をいただいております。

現在の認定水量は、平成 12 年の審議会でお諮りさせていただき、平成 13 年 10 月から適用させていただいております。

しかし、当時から約 10 年が経過しており、近年の節水意識の向上や洗濯機・食器洗浄機など節水型の家電機器の普及など、生活様式の変化に伴い、水の使用実態に変化が生じているため、水道水を使用している家庭との使用料のご負担に、乖離が生じており、より現状に近いものに見直す必要があると判断したものでございます。

それでは、改定内容についてご説明いたします。

まず、1 点目の下水道料金の改定でございます。

資料 5 ページをお願いします。

現行の下水道使用料金は上段の表、現行使用料金 (B) 欄にございますが、現在、水道水の使用量が 10m^3 までを基本使用料とし、1,000 円、 11m^3 を超える分について従量使用料が適用され 100m^3 までが 1m^3 あたり 95 円、 101m^3 を超えた分は 1m^3 あたり 110 円をいただいております。

参考までに中段の表が、水道水使用量に対しての料金と、下段が使用水量毎の利用者の分布を表したグラフとなります。

これを踏まえて、今回の使用料の改定案は、上段の表の網掛け欄新使用料案 (A) 欄のとおり、従量使用料について、 11m^3 から 100m^3 までを 1m^3 あたりを 101 円、 101m^3 を超えた分は 1m^3 あたり 118 円にするものでございます。

これにより、中段の表のとおり、基本水量の 10m³ 未満のご使用であれば、料金に増減がなく、20m³ を使用されたご家庭では、月額 60 円の増額、30m³ を使用されたご家庭では、月額 120 円の増額、100 m³ を使用されたご家庭では、月額 240 円の増額をしていただくこととなります。

これを下水道事業全体で捉えますと、平均改定率が 4.8% となりこれは今後 3 年間の使用料収入が 1 億 5 千万円の増収となります。

前回の平成 19 年の改定以来、景気の低迷や周辺市町の動向をかんがみながら、下水道使用料の改定を見送っておりましたが、先ほどご説明いたしましたとおり、使用料回収率では、23 年度決算において、71.0% で、市からの繰入金に依存しており、今後、下水道事業の維持補修や整備に要した企業債の償還の負担が高まることが見込まれ、下水道事業運営上、好ましい状況ではなくなるため、今回の料金改定をお願いするものでございます。

ちなみに平成 16 年度に行いました使用料の改定では、改定率は 24.4%、19 年度では 22.7% であり、また、今回の改定においては、単身世帯・高齢世帯などの、排水量の少ないと思われる世帯には、基本料金部分はそのままとし、負担を少なくし、汚水処理経費の増加の要因となる大口使用者ほど、負担をいただくよう、考慮させていただきました。

次に、2 点目の認定水量の見直しでございます。

資料 6 ページをお願いします。

現在、井戸水をご使用されている家庭の、下水道への排水量は、上段の表の現行認定水量 (B) 欄のとおり世帯人数が 1 人の場合、14m³ の使用とみなし、2 人で 21 m³、3 人で 27 m³、以下 1 人増すごとに 5 m³ を加算した水量の使用として使用料を決めさせていただいております。

次に、2 段目の表をご覧いただきたいのですが、この表は水道水使用者の実態を表したものですが、これと比較したとき、世帯人数のその使用量と乖離が生じているのが現状でございます。現状を定めてから約 10 年が経過し、生活環境の変化とともに水利用の使用実態に変化が生じたものと思われま。そこで上段の表、網掛け部分の新認定水量案 (A) 欄のとおり、認定水量をより現状の使用実態にあわせた

形に見直しをするというものでございます。

この案では3番目の表のとおり、現状と比較しますと、世帯人数1人で月額180円、2人で月額140円、3人で月額210円、の減額となります。

なお、下水道使用料徴収者の約20%が、この認定水量による使用料徴収を行っている対象者となっております。

以上が今回、下水道使用料金改定について、市長より諮問させていただきました内容でございますが、下水道事業については、先ほど、事業説明の中でも触れさせていただいた上石津地域における、資料番号5の特定環境保全公共下水道事業、及び資料番号6の農業集落排水事業がでございます。

これらの経営状況の指標において、使用料回収率は平成23年度において、それぞれ68.9%と60.2%となり、一般会計からの繰入によって賄われている部分もございますが、いずれの施設も供用開始から時間が経過しておらず、今後、設備整備にかかる資本的支出の予定はなく、また、公共下水道事業と比べ、使用料の設定が高額になっているために現段階では、現状維持とすることが望ましいと判断いたしましたことを申し添えさせていただきます。

なにぶん、時間の都合上、端折ってのご説明となり、誠に申し訳ございませんでした。ご不明な点などにつきましては、ご質問を頂戴したいと思います。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

なお、この改定期間は、当審議会の審議・答申を経た後、議会での議案審議をいただき、来春4月1日より改定をさせていただく予定でございます。

以上でございます。ありがとうございました。

会長

ご苦労さまでした。以上、5つの事業について、事業概要や今後の経営について、説明を受けました。

その中で、公共下水道事業は、厳しい経営状況にあり、使用料の改定が必要であるということ、また節水機器の普及、節水意識の浸透を踏まえ、井戸水使用者の認定水量を見直したいという諮問についての説明をいただきました。

今日は第1回目ということでの説明でしたが、ただいまから、疑問点等正して、中身についていろいろ議論を進めていくという方向で進めたいと思います。何かご意見、ご質問、ご説明の中で分かりにくかった点等ございましたら受け賜りたいと思います。

いかがでしょうか。どうぞ、どのような内容でも結構でございます。

委員 質問です

会長 どうぞ

委員 ただ今、下水道料金改定の話がありましたが、5ページの表では消費税含まずと書いてありますが、消費税はかかるのですか？

事務局 この表につきましては、消費税を含まないで記載しました。実際に皆様からいただく場合は、消費税を含んだ形で頂いております。

委員 消費税は、昨日、審議が通ったので、また上がりますね。8%その先10%へ。非常にたくさん上がったような錯覚を受けられるのではないかなという気がします。でも、いろいろな経営状況をみると上げないとやっていけない状況にはなっているのですが、利用者の方でするとダブルに上がったような錯覚を起こすのではないかという気がするため、その辺りを少し心配しています。

事務局 今のご質問でございますが、5年ほど改定もなくきております。ある程度の短期間で見直しをしてくるべきでございました。前回は、20%強の値上げをお願いしたのですが、今回は5%の値上げをお願いするということで進めております。

先ほど委員さんが言われましたように、昨日、消費税増税法案が可決されましたので段階的に8%10%と、消費税も上がるわけでございますけど、下水道も実態がこういう状況でございますので何とかお願いしたいという考えでございます。

委員 よろしいですか。

会長

どうぞ。

委員

受益者負担の原則から100%の回収が望ましいのですが、値上げということになると、やはり多少の反対もあると思われます。回収率というのは、100%で計算してあるのではなくて、70%相当で計算して利用料金が作られていたものではないのですか。下水道を整備していく段階で当初から100%の受益者負担で料金設定がされてなかったのではありませんか。

事務局

今言われた通り、建設工事は、補助事業で行っておりますので、国が50%、起債が45%、受益者負担金等が5%で、その中でも受益者負担金が3%程度、あと2%は一般会計からの繰入ということで進めております。

事務局

13 ページでございますが、現在、大垣市の使用料単価は、107円程という数字になっております。総務省としましては150円を基準として示してございます。150円に使用料単価を値上げすることによりまして、回収率につきましては100%にほぼ近づくという考えであります。

会長

他によろしいでしょうか。

委員

基本的なことをお伺いする気がしますが、この1000円で済むという方は、世帯数何人ぐらいでしょうか。というのは、一人暮らしのお年寄りや年金だけという方にとってみたときの値上げはきついのではないのかと思います。今回、値上げはしないから良いとは思いますが、この10m³という数字は、お一人、お二人でも大丈夫ですか。

事務局

使用状況によります。お手元の資料6ページになりますが、第2表で下水道認定水量見直し案現行比較がございまして、上から二つ目の表になりますが、使用実態といたしまして、一人世帯の場合、平均使用量が11.4m³となっております。ですので、一人世帯の方であれば、

	<p>月10 m³以内の方も多々おみえではないかと思われま</p> <p>す。</p> <p>おそらく、3人世帯の方ですと月に10 m³までに抑えられないと思</p> <p>います。</p>
委員	<p>一人世帯だったら10 m³になるだろうということですか。</p>
事務局	<p>はい。もちろん超える方もみえると思いますし、下回る方もみえる</p> <p>かもしれません。</p>
委員	<p>わかりました。では、大垣市の世帯の平均人数は、だいたい1世帯</p> <p>何人ですか。</p>
事務局	<p>水道利用者の方で、申し上げますと、2から3人あたりです。</p>
委員	<p>大垣は、だいたい2～3人が多いということですね。もちろん、い</p> <p>つも家にいる方と家にいなくて外に働きに行っている方とでは、使用</p> <p>量が違ってくるとは思います。下水の使用量をどうやって調べるので</p> <p>すか。</p>
事務局	<p>水道使用量をもって、下水道使用量とさせていただきます。</p>
委員	<p>井戸水の場合だったら、どうなりますか。</p>
事務局	<p>水道と下水道の両方を使われている方について、過去2年間の実態</p> <p>を調べ直しました。先ほど申し上げましたように、節水機器の普及等</p> <p>で、皆様あまり水を使われないようになりました。使われた水道の量</p> <p>は、メーターが回った分で数字を決めています。下水道にはメーター</p> <p>がありませんので、水道を使われた分が下水道へ流れるということで</p> <p>決めています。これは全国的に同じです。</p>
委員	<p>飲んだり、植木に撒いたりした分があるのではないかと思います</p> <p>が、水道を使った分は、全て下水道へ流しているということになって</p> <p>いるのですね。</p>

事務局 はい、そうです。

委員 今日は、説明を受けるだけで、まさか諮問事項があるとは承知しておりませんでした。ご案内に書いてなかったですね。違いますか。心構えが違うということだったら大変失礼ですが、説明を受けるとしか今日のご案内に書いてなかった。さっき思わず案内を見直しました。経営状況についてということだけで、こういう料金改定の諮問があると私は知らなかったのですが、会長さんをご存知でしたか？正直申し上げて、これだけの数の数字を一度に言われて、ここで審議してくださいというのは、いかがかと思えます。

確か先週あたりに「一度資料頂けませんか。事前に何か調べなければいけないことがあるなら、資料をいただけるとすごくありがたいのですが」と言ったら、「当日になります」と言われました。その時は、当日に読んでわかる程度のことだろうと一応納得して帰りました。しかし、まさか料金値上げの諮問があるとは思っていませんでした。今頭の中が混乱していますが、まじめにやらなければいけないと思っています。

会長 今日の審議の内容は、事務局の方からご説明いただいた内容について、この点がまだわからないとか、この点はどのようなのでしょうかということを持たすことが主眼の、第1回目の審議会です。今、委員のおっしゃる審議は、みなさんがこの経営状況等々いろんな状況を踏まえたうえで、2回目以降に議論をしましょう。

事務局 今日、ここで即答申をいただくのではなくて、2回3回と踏まえながら順番に進めていきたいと考えております。ということで、資料をもらえませんかと言われましたが、みなさんと一緒ということで、今日お渡ししまして、次回の時までには、十分よく中身を見ていただきまして、またご質問があれば、その時頂ければと、思っております。

委員 了解です。

会長	今、いきなり聞いてどうだと言われても困りますね。
委員	議会に出すということは、このまとめ（締め切り）はいつですか。4月1日から改定するということは、3月議会ですか。
事務局	後ほど説明しますが、今のところ、あと2回ほど、この審議会を開きまして、8月末位に答申を頂きたいと考えています。こちらとしましては、9月議会に草案を提出しまして、12月議会で条例改正をお願いする予定です。その後3カ月ありますので、市民の方への周知期間を設けまして、4月1日から施行したいと考えています。
委員	はい、ありがとうございます。なんとなく、ちょっと見えました。
会長	他にいかがでしょうか、今日ご説明いただいた内容について、疑問点、正しておきたい、確認しておきたいというようなことがございましたら、承りたいと思います。
委員	公共下水道事業の資料4の13ページなのですが、他都市との比較ということで、汚水処理原価が書いてあります。大垣市は151.9円、そのうち維持管理費が42.8円です。この維持管理費というのは、その前のページに書いてある人件費だとか修繕費だとか動力費なんかが含まれると書いてあるのですが、大垣はその汚水処理原価のうちの維持管理費というのは0.282になるのですよね。割ると。他都市と比べると非常に数字が低いということは、職員の方の人件費もそうですが、いろんところで努力をされているということの表れなのでしょうか。というのは、その前のページの11ページを見ると人件費でも24年度は95,662千円で、25年26年27年変わらないのですが、昇給もないのでしょうか。
事務局	これは、計画の数字を入れさせていただいています。今のところ、人数なども分かりませんので、24年度の数字をそのまま25年度以降にも入れさせて頂いています。

委員 そういったこともありまして、私は、大垣市さんが、今まで安い単価で提供してみえたサービスの表れではないかと思うのです。他との比較を 14 ページにも書いてありますが、平均からすると非常に安い。やはり規模が大きい岐阜市と比べると良くないですが、人口 16 万人程度のところで比べると、汚水処理原価は安いのではないかと感じました。だから、上げて欲しいというわけではないですよ。いや、そのように頑張ってみえるなということが見受けられるということです。

事務局 ありがとうございます。

事務局 各自治体名のところにカッコ書きで年数がございます。大垣市の場合ですと 49 年、岐阜市さん 74 年というような年数がございますが、供用開始をしてからの年数になります。年数が経ちますと各自治体は、だんだん収支がとれていくという部分がございます。あと、人口規模によりましてコストパフォーマンスと申しまししょうか、汚水処理費が安く済むという部分があるかと思えます。あとは、地域的な事情等もあるかと思えます。例えば山間部では、どうしても勾配によって汚水を流していきますと、途中、ポンプでくみ上げて、また流していくというように、いろんな費用がかかってくるかと思えます。自治体によっては、処理場を 2 か所 3 か所と持ってみえるところもあるかと思えます。そういった所になりますとやはりコストの方は高くなってしまいう傾向があるのかと思われます。

会長 いかがでしょうか、他に。

委員 失礼ですが、下水道料金を滞納している人がいらっしゃるのですよね。滞納していらっしゃる方から下水道料金をいただければ経営的にもう少し楽になるのではないですか。このご時世から、市民病院のお金にしろ、給食のお金にしろ、色々滞納が増えているということなので。払えない人から貰えとは言いませんが、払えるかもしれない人が滞納してみえるのだったら徴収していただくのは一つの手だと思います。大したお金じゃないって言われれば、それまでなのかもしれません。

事務局

今のご質問ですが、滞納されている方はみえます。そういう方もみえる関係で、料金徴収に、委託ということで、民間業者を入れた形で滞納整理等を進めていただいています。以前は、職員が夜に1件1件回っていましたが、昼間でも常時2、3人の方がみえて、滞納整理等に行っていただいていますので、その分については多少減ってきています。しかし、今言われますように、全ての方が納めていただけてはいない状況でございます。職員も滞納整理等に協力するような形で、それを進めているわけでございますけど、今のところ、まだ難しい状況です。

委員

難しいのは承知の上ですが、業者委託をして努力しているということですね。

事務局

業者に対しまして、ある程度のパーセントまで滞納整理するよう要請しており、そうならない場合、違約金を取るような委託契約を結んでいます。業者の方も頑張ってもらっていただいております。水道を使ってみえる方ですと給水停止で水道を止めるのですが、下水道のみの方は止めることができません。設備は個人のものでありますので、お願いするという形しかございませんので、何回か訪問して納めていただくよう努めております。

委員

こういう債権は、3年経ったら、払わなくても逃げられるということですか。

事務局

そうならないように努力しております。

委員

努力しているのは、知っています。ただ、どうなのかと思ったので。

委員

それが使用料回収率の70%になるのですか？

事務局

使用回収率はまた違うものです。

委員	よく分からないので、すいません。
会長	いかがでしょうか。
会長	大垣市の予算は五百数十億円だと思うのですが、一般会計から下水道事業へ繰り入れている補てん額はお分かりですか。
事務局	年間で15億円ほどになります。
会長	15億円ほど一般会計から補てんのために繰り入れている。つまり、一般的な行政に、その分差し障りが出てくるということですか。本来やるべきことを下水道事業に補てんしなければならないため、使えなくなるということになっているわけですね。
事務局	ただ今、15億円と申し上げたのですけれど、その内訳といたしまして、例えば、雨水事業を行った場合、その分に対しましては、市から繰入基準というのがございまして、下水道会計からいたしますと、頂いて当然の金額があります。総務省が示している基準により、いただいているお金等を差し引きますと9億円程度が、補てん的な繰入金という形になります。
事務局	東京などでは、合流式ということで、雨水も生活排水も下水管へ流していますが、大垣市は分流式という方式を採っておりますので、雨水については水路へ流し、生活排水のみを下水管へ流しています。下水道には雨水事業もあり、市内にある排水機場の整備も下水道事業として進めており、その関係の金額も入れ込んだ15億円です。先ほどお話しました笠木町では、集中的に雨が降った場合、笠木護国霊園の南の辺り一体が浸水しますので、新設の排水機場を作っております。また鶴見町でも、平和堂の南に小さい排水機場があるのですが、能力が不足するため、国の補助をいただいて、下水道で整備する予定です。
会長	はい、他にいかがでしょうか、どうぞこの機会に。

委員	<p>なんか数字見ていたら訳が分からなくなってきました。簡単に言うと30%分(9億円)は返さなくても良いのですか。下水道に関しては、70.8%が使用料回収率だということですか。</p>
事務局	<p>いいえ。</p>
委員	<p>では、それはおいといて、100%にしようとしたときに、使用単価はいくらぐらい必要なのですか。</p>
事務局	<p>お手元の資料の13ページの第7表になります。一番上に大垣市があり、汚水処理原価としまして151.9円という数字があります。汚水1m³を処理するのに、この金額がかかります。その2つ右に使用料単価が107.6円になっています。皆さんからいただいています下水道使用料の1m³あたりの平均になります。この107.6円を汚水処理原価の151.9円に近づけていくことが100%に近付いていくことになります。</p>
会長	<p>よろしゅうございますか。もし、分かりにくかったら、どうぞ。</p>
委員	<p>企業的には100%が良いのですが、市民としては50%くらい上がるということですよ。</p>
事務局	<p>使用料を適正なところまで値上げをすれば、そうなります。</p>
委員	<p>そうすると私の生活は、どちらが良いのかなって、市の会計から補助してもらって下水道事業をやってもらうのが良いのか、それとも私が全部負担して、私がというのもおかしいですが。</p>
事務局	<p>下水道料金を税金で賄うと、下水道を使っていない方がおられますので、その人たちから、なぜわたしの税金が使っていない下水道に費やされるのか、という疑問を持たれることになります。</p>
会長	<p>だから、受益者負担ということで、利益を得ている者が負担したら</p>

どうだという原則を先ほどお話しいただいた。しかし、それをつめていけば、大変な額に、金額も上げなければならないわけで、そこが難しいということですね。

会長

何か他にご質問はございませんでしょうか。これから、皆さんが帰られて資料をお目通し頂いて、2回目以降、具体的にご審議いただくわけですが、今日、お目通し頂いているときに、この点がわからなかったということがあれば、事務局の方でお答えするという事になっておりますので、疑問、不明な点があったら、お尋ねいただければよろしいのでございます。質疑の受付を今日で閉じるわけではございませんので、どうぞ事務局にお問い合わせください。はい、いかがでしょうか、よろしゅうございましょうか。

委員

この類似都市との比較において、類似都市というのは人口規模だけなのか、先ほど言われた、山あり谷ありなのか、どういうことで、この都市が選定されているのですか。

事務局

人口密度もございます。10万人都市でも、行政面積が狭いところ、広いところがあり、当然広い面積であればコスト的にはそれだけ管路が必要になりますので高くなります。もう1点、供用開始後の年数が近いところにしております。供用開始後の年数が新しいところでは、まだ、経営が安定してないため、比較すると数字が離れすぎてしまいます。大垣市と同じような人口で、供用開始後の年数も同じような自治体です。

事務局

カッコ書きが年数でございまして、大垣が供用開始後49年ということでございます。

会長

はい、どうぞ。

委員

先ほどの資料4の10ページですが、使用料対象経費の推移（現行）を説明してもらえませんか。

事務局

10 ページ第 4 表使用料対象経費の推移（現行）ですが、汚水を処理するにあたりましては、大きく維持管理費と資本費というもの 2 つに分かれます。維持管理費の主なものとしましては、次ページに、浄化センター等での人件費、動力費、修繕料、あるいは薬品費などの経費になります。あと、資本費につきましては、地方債の借入れをした元金元利の返済償還金ということになります。維持管理費、資本費ですが、三段書になっており、使用料対象と使用料対象外と計という形になっています。資料では、使用料対象の部分を、これ以前のページで記載しています。使用料対象外という数字ですが、繰入基準になります。具体的には、一番大きなものは雨水に関わる分で、下水道事業の中で、笠木排水機場の整備を行っています。例えば、その建設に伴いまして、起債の借入れをするわけですが、借入した後、償還金という形で返済をしていくわけですが、その金額につきましては、一般会計から繰入基準ということで貰っております。その分を使用料の算定にあたり含めてしまうと、下水道利用者の方に負担して頂き、一般会計からもいただくことになり重複してしまいますので、その分を差し引くという意味合いで使用料対象外というところに数字を書かせて頂いたものになります。

委員

その一番下の表で、使用料不足額 7 億 3,600 万円というのは、何ですか。

事務局

平成 24 年度でご説明させていただきますと、下から 3 行目になります。使用料収入（現行）（D）というところですが、こちらが 17 億 4000 万円になっております。24 年度に、これくらいの下水道使用料の収入があると、予算を組んでおります。これに対しまして、下から 6 行目になりますが、計のところの使用料対象の部分ですが、2,476,697 千円という数字があります。本来、下水道使用料は 24 億 7 千万円ほど入ってくると、回収率が 100%になります。実態としては 17 億 4 千万円入るとということで、差引につきましては、使用料不足額になり、736,697 千円という数字を記載しております。

委員

そうですか。このお金が入ってこないのかなと思い、先ほど別の委

事務局	員さんが言われた未回収の部分が7億円もあるのかと思いました。 そうではございません。
委員	こうもあつたら大変なことになる。どれくらいあるのですか。
委員	ちなみに私も聞きたい。
委員	使用料の総収入というのは、この24億円ではないのでしょ。
事務局	そうではございません。
事務局	最終、使用料を100%と想定しますと、その数字になるわけですが、 いますけども、現在、調定ベースでいくと、もっと低い数字になって おります。
委員	17億円ぐらいが下水道使用料として入ってくるのですか。
事務局	はい、今現在入ってきております。
委員	実際はそんなに入らないのでしょ。
事務局	実態として入ってくる数字が、17億4千万円ほどです。 23年度の現年度分に賦課した金額としましては、17億6千万円ほ どでして、うち収入額が17億2千万円ほどです。収納率で申し上げ ると97.4%でございます。
委員	97.4%も収納率があるということは、滞納されている方が2.6%み えるということですね。私はもっと多いのかと思っていました。
委員	私もです。
事務局	現年度分（23年度分）のみですので、これが過年度へ入り、率が どんどん増えていくことになります。

委員 私は、もっとひどいのかと思った。この前、新聞に書いてありましたが、固定資産税を払わない人がいたので、水道や下水はもっと払わない人も多いのかなと思っていました。でも、やっぱり一番生活に密着しているから。すいません、聞きにくい数字を聞いて。

会長 はい、いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

委員 いいですか。

会長 どうぞ。

委員 普及率は大垣処理区で 84%と書いてあるのですが、これは下水道整備区域の中に占める普及率ですから、下水道処理区域内で、合併浄化槽のように切替していない方はたくさん見えるのでしょうか。

事務局 大垣処理区の利用可能な方のうち、ご利用頂いている率ですが、23年度末で84.4%ということになります。

委員 整備したが、施設を使ってない方がいるのですか。

事務局 そうですね、まだご利用頂けてない方がみえます。
今、繋いでいない方からは下水道料金をいただけていないので、繋いでいただければ、今の数値が若干上がるのは事実です。
ただし、接続率が上昇すれば流入する汚水量も増えますので、処理費も増加します。

委員 処理費は他市町村に比べたら極めて良いですね。

事務局 大垣処理区は規模が大きいため、スケールメリットが発生し、維持管理費を低く抑えることが出来ていると思われれます。

委員 いいですか。

会長 どうぞ。

委員 下水料金は企業も一緒なのですか。電気料金は、大口の企業だとどうのこうのって聞きましたが、下水料金は誰しも同じなのですか。

事務局 先ほどの従量制を使っておりますので、 m^3 あたりいくらということ
でいただいています。ただし、工場は、そのまま下水に流していただく
ことができない場合、施設内で一定の処理をしていただいてから下水
をご利用いただくなどありますが、基本的に m^3 で頂いています。

委員 特段、お値打ちではない？

事務局 お値打ちな料金設定にはなっていません。

委員 ということは、ここで料金が決まったら、企業はこれを飲むしかな
いのですね。

事務局 そうですね。特別、大口契約で別途契約するわけではありません。

委員 いや、貰えるところからは貰うという感じかなと思いましたが、
そうではないのですね。

事務局 大きな事業所は、井水メーターを付けてみえますので、自分のとこ
ろが流す分については、その値段でいただくこととなります。一般家
庭にひとつずつ付けるには、相当費用もかかりますし、負担は全て個
人さんになりますので、難しいと思われます。

会長 他にいかがでしょうか。それでは、次回以降も継続審議いただくわ
けですが、第1回目はこの辺で終わりたいと思います。次回の日程に
ついて事務局の方からご連絡をお願いします。

事務局 はい。次回の審議会についてですが、誠に勝手ながら8月8日、水

曜日でございますが、10時から、お願いしたいと存じます。書面で改めて、ご案内させていただきますが、会場は築捨町にあります浄化センターを予定しております。当日でございますが、審議会と合わせまして、浄化センターの視察をお願いできればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

会長 では、委員の皆さまご都合がおありのことと存じますが、次回は8月8日の水曜日、午前10時から、浄化センターの方で行うということですので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、事務局にお返しいたします。

事務局 本日お配りいたしました資料でございますが、今後もこちらの資料でご審議いただきたいと存じますので、次回開催の際にご持参いただきますよう、お願い申し上げます。

また、資料をご覧になられまして、ご意見、ご不明な点がございましたら、お電話等でも構いませんので、水道課までお尋ねいただき、その場でお答えすることもできるかと思えますし、また皆様にご案内すべきことであれば、そのように対応させていただき、進めてまいりたいと思います。

本日は、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

(午前11時終了)

大垣市公営企業等審議会

議事録署名者

議事録署名者